

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十九号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号。以下この項において「法」という。）の項中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「法」という。）の項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十四号ハ」に、「第三十一条の二第二項第十六号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同表歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号。以下この項において「法」という。）の項中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に、「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号。以下この項において「法」という。）の項及び同表歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定は、平成二十一年九月一日から施行する。